

平成26年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書

高齢化社会にあつて、国民の老後の支えともなるべき介護保険制度が、大きく見直されようとしています。

一 昨年、「社会保障制度改革推進法」の成立、それを受けての「社会保障制度改革推進国民会議」の「報告書」の政府への提出、その後の「改革推進プログラム法」の成立、そして、昨年の年末には、これらの過程の「集大成」ともいえる大きな「見直し」の内容が、厚生労働省・社会保障審議会介護保険部会により示されました。

これらの「見直し」の内容は、いずれも介護保険制度導入時に掲げられた「介護の社会化」の理念から一層遠のくもので、制度の在り方の根幹に関わるものと考えます。

そこで、だれもが安心して利用できる介護保険制度実現のため、下記の項目を要望します。

記

- 1 「要支援者」への対応を現行通り介護保険給付の対象者とし、市町村による「総合支援事業」対象に移さぬこと
- 2 特別養護老人ホーム入居対象者を、介護度Ⅲ以上の者等と枠づけをしないこと
- 3 特別養護老人ホーム入居者の内、低所得者への「補足給付」条件を現行通りとすること
- 4 介護保険サービス利用料負担を現行通り一割負担とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。